

# 特別養護老人ホーム 田谷の里 入退所検討委員会運営要綱

制定 平成20年 11月 1日

## 第1条 設置

特別養護老人ホーム 田谷の里（以下「当施設」）に、「特別養護老人ホーム 田谷の里 入退所検討委員会」を設置し、委員会において、

- ① 入居希望者の優先順位の決定
  - ② 入所希望者にかかる入所の決定
  - ③ 入所者にかかる退所の検討等
- を行うものとする。

## 第2条 目的

この要綱は、当施設において、入所の必要性の高い入所申込者を優先的に入所させる為、入所決定の透明性、公平性を確保し、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とする。

## 第3条 構成

委員会は以下の委員をもって構成する。

施設長

施設長補佐

生活相談員

介護主任

介護支援専門員

看護師

## 第4条 定足数及び議決

委員会は委員の3分の2の出席をもって成立とし、出席委員の3分の2の賛成により決定する。可否同数の場合は施設長の決するところとする。

## 第5条 委員会の開催

(1) 委員会は原則として月2回開催する。委員長が必要と判断した場合、随時委員会を開催する事とする。

毎月1日（土、日、祝日除く）、第3金曜日 11:30 ～ 12:00 当施設多目的ホールにて

(2) 災害や事件、事故等により委員会が開催できない場合は、施設長の判断により、入所を決定できるものとする。

## 第6条 関係書類等

協議の内容を記載した議事録、及び入所順位登載名簿を整備する。これらは2年間保存するとともに、県や市区町村から求められた場合、これを提出するものとする。

## 第7条 情報開示

委員会の議事録、又は情報は、入所者及び申請者、退所者等、正規の権利を有する者から閲覧などの求めがある場合には、当該対象者の情報に限りこれを開示する。

## 第8条 入所順位決定基準

(1) 当施設では「特別養護老人ホーム入所申込書」に基づき、要介護1又は2の方も含めた入所希望者本人の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる優先順位を決定する。

ア 次の基準項目について、別表により点数化をし、合計点数の高い順に優先順位を決定するものとする。

- ① 要介護度
- ② 入所希望者本人の状況
- ③ 主たる介護者である家族の状況（注：「家族」とは、配偶者（同等の関係にある者）、一親等（父母、子、子の配偶者）二親等（祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者）とする。）
- ④ 横浜市内居住者
- ⑤ その他特記事項

イ アによる合計点数が同じ者については、次の判定基準により、優先順位を決定するものとする。

- ① 年齢
- ② 地域性（注：「地域性」とは、地域や家族との結び付きを重視した施設運営を図るため、施設が所有する区若しくは近隣区に居住している者又は家族等が居住している者を優先する。但し、横浜市に限る。）

### (2) 特別な事由による優先入所

(1) の入所順位決定基準に関わらず、次の場合においては、委員会の判断において、優先入所を決定することができるものとする。

ア 市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は家庭における虐待や介護放棄、事故の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合。

イ 概ね3か月を超える入院のために退所となった後に、退所前の状況と変わらないと認められ、入院加療の必要がなくなり、再入所の希望があった場合（ただし、退所後2年以内に限る）

ウ 緊急性が認められる場合（例：入所希望者本人や介護している家族の心身の状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所が必要となると判断された場合）

### （3）施設の状況による入所者決定の調整

上記（1）から（2）により入所順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、入所者の決定を調整するものとする。

#### ア 性別

原則として、同一居室内に別性が同居しないこと。ユニット型においては、ユニットの状況に応ずる。

#### イ 重度認知症等の状況

重度認知症専門床や個室等の施設設備等の状況に応ずる。

ウ 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合は、看護職員の体制や設備の状況に応ずる。

## 第9条 退所決定基準

施設において、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定するものとする。

ア 要介護認定において、「自立」「要支援1・2」と認定された場合。

イ 要介護状態の改善が認められ、かつ、次に掲げる要件に該当する場合

① 家庭における介護力、介護環境の改善が認められ、入所者、家族が退所を希望している場合

② 要介護認定において介護認定審査会の意見が付された場合

ウ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難と認められる場合。

エ 3か月をこえる長期にわたる入院加療が必要となった場合。

オ 要介護1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合（平成27年3月31日までに入所した入所者は除く）

#### （留意事項）

- ・ 本人、家族の意向を十分確認すると共に、その意向を尊重し、安易に施設側の理由により退所を促す事がないよう注意する
- ・ 心身の機能や健康状態の安定性
- ・ 家庭における介護力の安定性、介護環境
- ・ 退所にあたり、事前に介護者への介護技術の指導や、入所者、家族への精神的ケア等を行なうなど必要な支援を行なう
- ・ 退所後の相談窓口（在宅介護支援センター等）への連絡や、退所者が認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合には、施設の選択や経済的負担等について適切な助言を行なう

## 第10条 その他

### (1) 個人情報の取り扱いについて

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等の情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後、及び委員を退任した後も同様とする。

### (2) 説明責任について

入所希望者等の入居にかかる苦情に対しては、生活相談員が苦情受付を行い、施設長が苦情解決責任を負うものとする。

### (3) 要綱の見直しについて

この要綱については「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の見直し等、必要が生じた場合は随時見直す事とする。

## 付則

この要綱を以下の通り施行する

施行年月日	平成20年	11月	1日
改定年月日	平成22年	4月	1日
改定年月日	平成23年	11月	1日
改定年月日	平成27年	4月	1日
改定年月日	平成28年	4月	1日
改定年月日	平成28年	7月	1日
改定年月日	平成29年	11月	1日

1 要介護度 (最高 40 点)

要介護度	5	40 点
	4	35 点
	3	30 点
	2	20 点
	1	5 点

2 入所希望者本人の状況 (最高 15 点)

独居	15 点
高齢者 (65 歳以上) のみの世帯	10 点

3 主たる介護者である家族の状況 (「家族」とは、配偶者 (同等の関係にある者)、一親等 (父母、子、子の配偶者) 二親等 (祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者) とする。) (最高 15 点)

主たる介護者である家族がない (音信不通を含む)	15 点
主たる介護者である家族が入院・入所・県外でいない	15 点
主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、就労、育児、他介護) のため介護ができない。	15 点
主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10 点

4 横浜市内居住者 (最高 10 点)

入所希望者本人が横浜市内に居住している (横浜市の介護保険証をお持ちの方)	10 点
---------------------------------------	------

5 その他の特記事項 (1項目3から5点の加点、最高20点)

- 上記の項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の委員会の判断により、その状況に応じて、点数を加算することができる。

在宅サービスの利用状況	5点
本人の認知症状況(自傷行為、不潔行為、徘徊、昼夜逆転、火の不始末、異食行為、その他) チェックが1~2つの場合 3~5つの場合 6~7つの場合	3点 4点 5点
医療的処置が必要な場合	5点
住環境が介護に適さない場合 立ち退き 狭小、環境劣悪、構造上介護に支障	5点 3点